

第2部 風水害予防対策計画

第1章 予防対策

区に想定される洪水・高潮・内水氾濫・土砂災害による被害を軽減するためには、区・区民・防災関係機関等が平時から連携し、いざというときに自助・共助・公助を十分に発揮する必要がある。

本章では、洪水等に対する区の情報収集体制、区民への伝達方法、及び避難の方針等について示す。

第1節 水防情報の収集

・水防活動に必要な気象情報、洪水予報、水防警報、土砂災害警戒情報の収集方法やその内容について定める。

1 気象情報

・気象庁が水防活動用に行う気象の注意報・警報は、次のとおりである。（気象業務法第14条の2「予報及び警報」）

（1）種類と発表基準（東京地方23区東部）

種 類		区 域 及 び 発 表 基 準		
注 意 報	大 雨	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
		各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合		
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		荒 川 区	14	130
	高 潮	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
		東京港の潮位が、東京湾平均海面（T.P.）上 2.0m（A.P. 3.1m）以上と予想した場合		
洪 水	洪 水	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
		各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合		
			流域雨量指数基準	
		荒 川 区	隅田川流域の流域雨量指数 38 以上	
	大 雨	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		

種 類		区 域 及 び 発 表 基 準		
警 報		各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合		
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		荒 川 区	22	184
	高 潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
		東京湾の潮位が、東京湾平均海面（T.P.）上 4.0m（A.P. 5.1m）以上と予想した場合		
洪 水		洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想されるとき 具体的には次の条件に該当する場合		
		各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合		
			流域雨量指数基準	
		荒 川 区	隅田川流域の流域雨量指数 47.4 以上	
	特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
50 年に 1 度の値				
48 時間降水量			3 時間降水量	土壌雨量指数
367 mm			151 mm	246
暴 風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合		
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合			

※気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面（T.P.）、荒川工事基準面（A.P.）及び八丈島の平均海面（M.S.L.）を併用する。なお、東京湾平均海面の 0.0m は、荒川工事基準面の 1.13m にあたるが、実質上 1.1m として取り扱う。

※大雨警報が発表されているときに、記録的な 1 時間雨量を観測又は解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は 100 mm である。

※表面雨量指数基準

短時間強雨による浸水危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

※土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出している。

※流域雨量指数

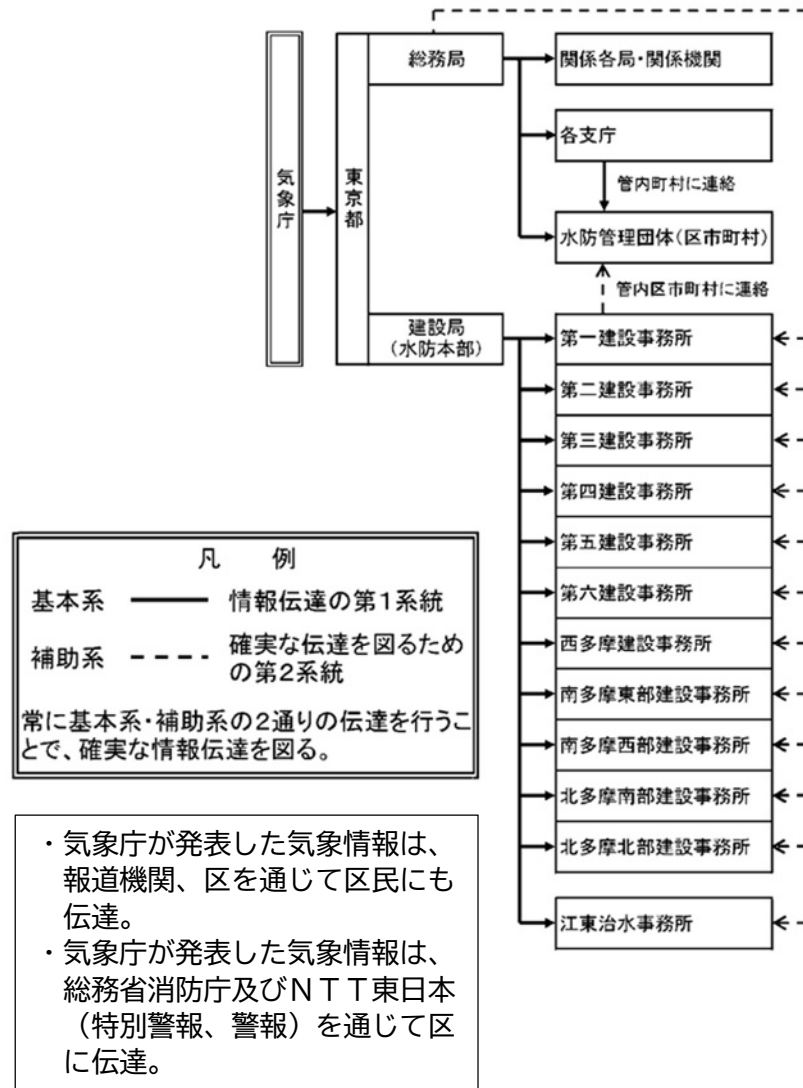
降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 気象情報伝達

① 気象情報の伝達系統

- ・気象情報の伝達は、次のとおり行われる。

[気象情報伝達系統図]



② 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

- ・気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下「ホットライン」という。）を設置し、運用している。
- ・区は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際等に、気象庁に対し、直接、気象状況とその見通しを照会することができる。

2 洪水予報

・国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報は、2以上の都県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に発表される。

・区に關係する洪水予報には、荒川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。

(1) 種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
氾 濫 注 意 情 報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾 濫 警 戒 情 報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2時間から3時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾 濫 危 険 情 報	基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
氾 濫 発 生 情 報	洪水予報を行う区域において氾濫が発生したとき

(2) 荒川洪水予報

名 称	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位	計 画 高 水 位	零点高
熊 谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A. P. +26.457m
治 水 橋	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m	A. P. -0.229m
岩淵水門(上)	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A. P. +0.000m

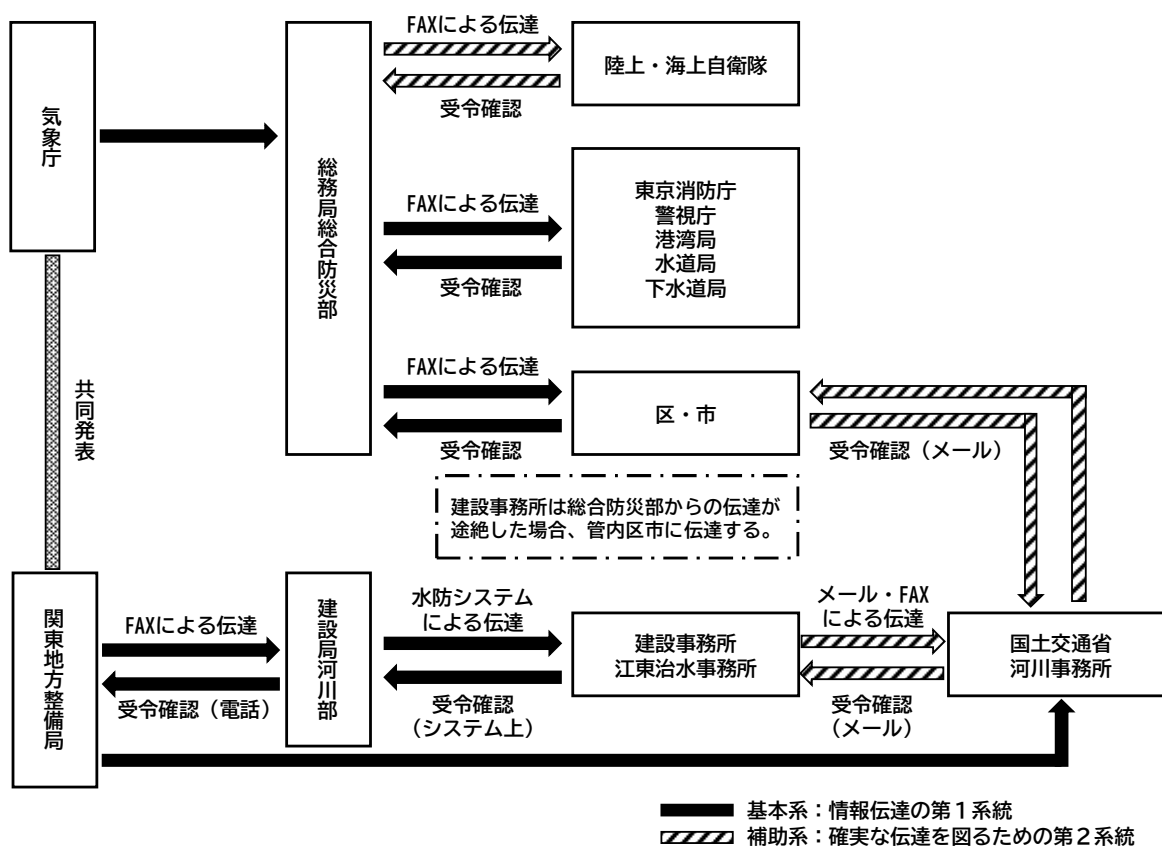
(3) 水位と発表の種類

相当する水位の段階	発 表 の 種 類			目 安
	洪水予報河川の場合	水位情報周知河川の場合	水防警報河川の場合	
水 防 団 待 機 水 位			待 機	
氾 濫 注 意 水 位 (警 戒 水 位)	氾濫注意情報		出 動	
避 難 判 断 水 位 (特 別 警 戒 水 位)	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報		高齢者等 避 難
氾 濫 危 険 水 位	氾濫危険情報			避難指示

(4) 洪水予報伝達

・洪水予報の伝達は、次のとおり行われる。なお、区に対しては、水防担当部署である防災都市づくり部土木管理課と避難指示等発令担当部署である区民生活部防災課に伝達される。

[洪水予報伝達系統図]



(5) 洪水情報のプッシュ型配信

・荒川で氾濫危険情報、氾濫発生情報が発表された場合、国土交通省は、住民の自主的な避難を促すため、対象区域内の携帯端末に対し、エリアメール・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信（受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み）を行う。

3 水防警報

・水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発令される。都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

(1) 種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	(1) 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 (2) 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況等により、特に必要と判断されるとき
準 備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	(1)雨量、水位、流量等の河川状況で必要と判断されたとき (2)水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	(1)氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき (2)水位・流量等の河川状況で必要と判断されたとき
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、災害の起こる恐れがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき（氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき）
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通大臣が行う河川

・荒川区にかかわる国土交通省関東地方整備局（荒川下流河川事務所）が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

① 河川及び区域

河川名	区 域
荒 川	左岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目 4329 番地先から海まで 右岸 東京都板橋区三園二丁目 80 番 5 地先から海まで
隅 田 川	左岸 荒川分派点から東京都北区志茂四丁目地先まで 右岸 // から //

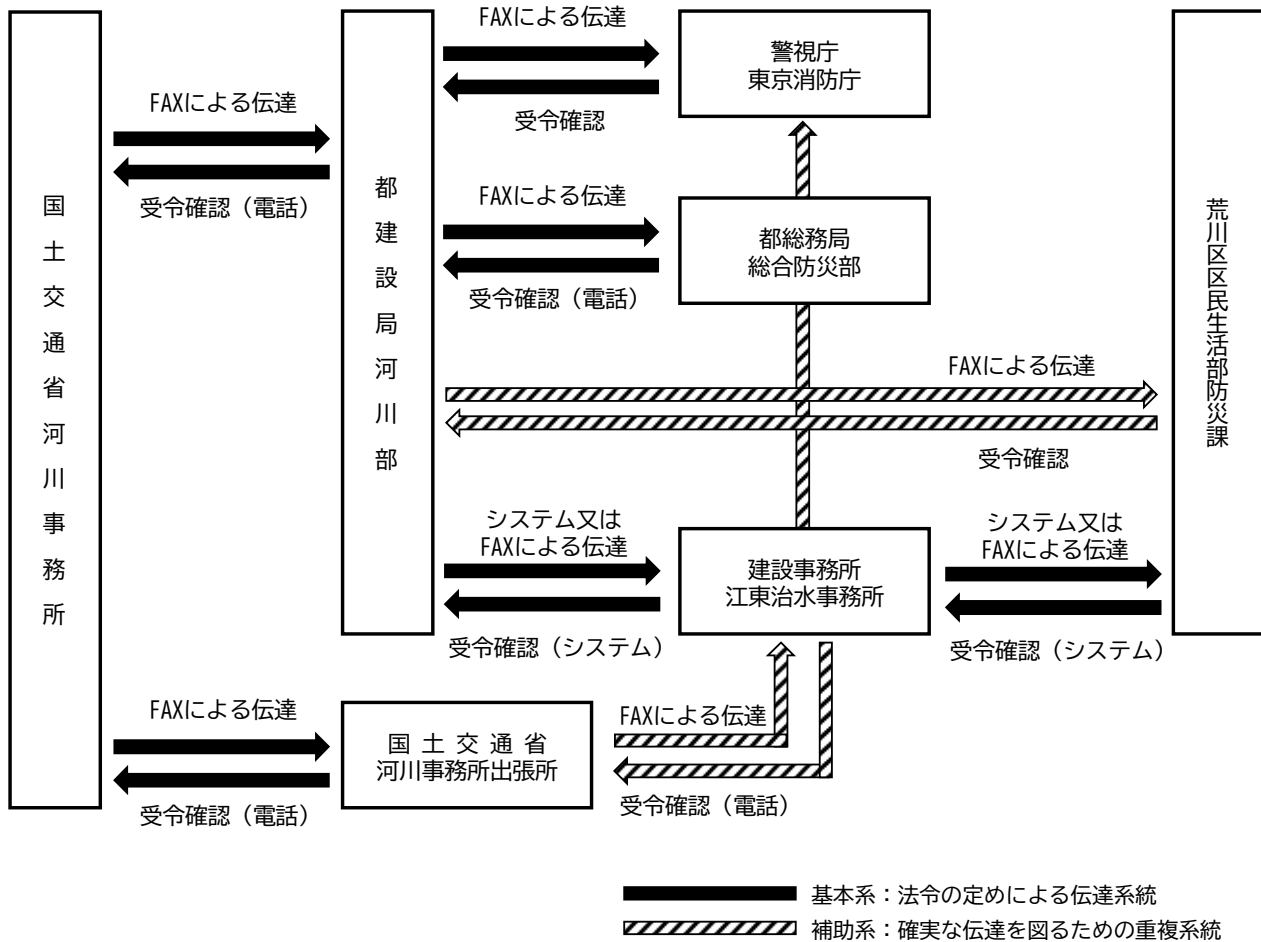
② 水防警報区及び基準水位観測所

河川名	水 防 警 報 区	基準水位観測所（岩淵水門（上））					
		水防団 待 機 水 位	氾濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾濫危 険水 位	計画高 水 位	零 点 高 (A.P.)
荒 川	左岸 自 埼玉県戸田市早瀬 一丁目 4329 番地先 至 海	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	0.000m
	右岸 自 板橋区三園二丁 目 80 番 5 地先 至 海						
隅 田 川	左岸 自 荒川分派点 至 北区志茂四丁目 地先 右岸 自 荒川分派点 至 北区志茂四丁目 地先						

(3) 水防警報伝達

・水防警報の伝達は、次のとおり行われる。なお、区に対しては、水防担当部署である防災都市づくり部土木管理課と避難指示等発令担当部署である区民生活部防災課に伝達される。

[水防警報伝達系統図]



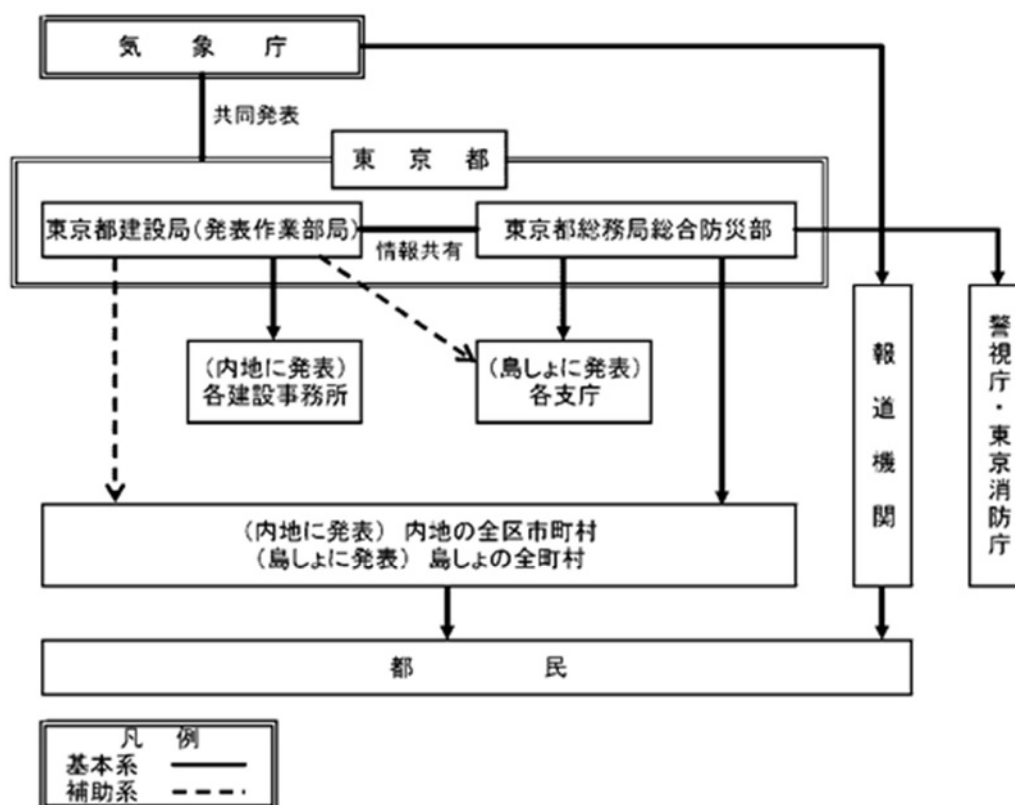
4 土砂災害警戒情報

・土砂災害警戒情報は、都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

・情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、情報の発表を行う。

・また、担当者不在時又は夜間等情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定されるため、平成 25 年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と区との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保している。

[土砂災害警戒情報系統図]



第2節 区民への情報伝達・意識啓発

・区は、気象情報や洪水予報、河川の水位状況等を総合的に勘案し、状況に応じて、避難場所の開設情報や避難情報等を区民等へ伝達するものとする。

1 情報伝達手段

名称	内容
防災行政無線	・区内に設置した防災行政無線の屋外子局（スピーカー）から、区内全域に音声で情報を伝達するとともに、専用の戸別受信機により区施設等へ情報伝達を行う。
緊急速報メール・エリアメール	・各携帯キャリアによる緊急速報メール・エリアメール機能を区が使用し、区のエリア内にいる区民の携帯電話に強制的に避難情報を通知する。
メールマガジン	・「荒川区メールマガジン」の登録者に対して、気象情報や避難情報、緊急情報等を配信する。
区ホームページ	・区のホームページを災害時専用画面に切り替え、災害情報や避難情報等を発信する。
X（旧 Twitter）・Facebook・LINE	・区のX（旧 Twitter）や Facebook、LINE の公式アカウントを活用し、災害情報や避難情報等を発信する。
テレビのデータ放送（dボタン）	・DISとメディアとの連動により、区がDISに入力した避難場所開設状況や避難情報の発令状況をテレビのデータ放送画面（dボタンを押下すると閲覧が可能）に表示する。
ケーブルテレビ	・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを利用し、災害情報、避難情報等をテロップ及びデータ放送により放送する。
荒川区防災アプリ	・「荒川区防災アプリ」をダウンロードしている携帯電話及びタブレットあてに、区からの緊急情報を発信する。
安全安心パトロールカー	・安全安心パトロールカーを広報車として活用し、スピーカー音声で区民に直接情報を伝達する。
災害情報受信機	・防災行政無線と連動して音声情報及び文字情報により情報を伝達することが可能な「災害情報受信機」を避難情報の発令時等に活用する。

※上記以外にも、区内に避難情報が発令されている等、災害発生危険性が高まっている場合、区内警察署及び消防署等と協力の上、避難の呼び掛け、避難誘導を実施する。

2 情報伝達内容

・気象庁から気象警報、洪水警報等が発表された場合や大型台風の接近、上陸等により区内に被害が発生する可能性がある場合は、区民等に対し、適宜、注意喚起や台風情報、気象情報等の伝達を行うとともに、浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）に対して、必要に応じた水害関連情報の提供を行う。

・台風が接近し、「自主避難場所」の開設が必要と判断した場合、「自主避難場所」の開設場所、開設時期等を区民等へ伝達する。

・区内に被害が生じる可能性が高まった場合には、避難情報の発令について、全ての情報伝達手段

を活用して伝達する。また、併せて指定緊急避難場所の開設情報を伝達する。

- ・荒川が決壊した場合には、防災行政無線の屋外スピーカーでサイレンを鳴らすとともに、音声放送で緊急避難を呼び掛ける。これと併せて、他の全ての手段を活用して緊急避難を呼び掛ける。

- ・台風等の通過により水害の発生の危険性がなくなった場合には、気象警報や洪水警報の解除情報、避難場所の閉鎖情報等について周知する。

- ・町会・自治会へは、適宜、各町会長・自治会長へ配付している災害時優先携帯電話に対し、メールの一斉配信や直接の電話等で連絡する。

3 防災意識啓発

- ・区報やホームページ、荒川区防災地図（水害版）、防災講話等を活用して、以下に示す水害に対する事前の備えについて、区民の意識向上を図る。

（１）災害リスク等の確認

- ・河川氾濫や土砂災害等が発生した際に自宅等に及ぶ災害リスクをあらかじめ確認するとともに、自宅や職場付近の避難場所や危険箇所（アンダーパスや土砂災害（特別）警戒区域等）を併せて確認しておく。

（２）情報収集手段の確保

- ・災害関連情報や避難情報等を収集することができるツールをあらかじめ確認する。
- ・日ごろから天気予報や気象情報等を収集する。
- ・国、都がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報等を確認する。

（３）家庭での対応

- ・台風接近時の浸水予防対策（家財道具を上層階に移動する等）や、避難する際の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- ・東京マイ・タイムライン等を活用して、いつ、どこに、誰が、どのように避難するかをあらかじめ決めておく。
- ・自宅に留まる（在宅避難）又は親戚知人宅や区が開設する避難場所への避難に備え、あらかじめ家庭内備蓄や非常用持出品を用意しておく。

第3節 洪水対策（荒川）

1 避難に関する基本方針

- ・荒川の氾濫では、区内の約9割が浸水し、浸水継続時間は2週間以上が想定されていることから、建物の上層階に避難（以下「垂直避難」という。）した場合には、建物内に長期間取り残される危険性がある。
- ・そのため、可能な限り浸水が及ばない高台へ避難（以下「広域避難」という。）し、やむを得ない場合は建物の上層階へ垂直避難することが基本的な避難行動となる。
- ・広域避難に当たっては、浸水しない地域における広域避難施設の確保や鉄道・バス等の避難手段等を確保する必要がある、これらについては、現在、国や都、関係自治体等で構成される「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中の段階である。
- ・広域避難に関する具体的な方針が決定するまでの間は、建物の上層階への垂直避難を基本とする。
- ・大型台風の東京地方への上陸等により荒川の決壊を伴う大規模水害の発生が予想される場合には、次のとおり、指定緊急避難場所の開設や避難誘導を行う。

（1）親戚・友人宅等への広域避難の呼び掛け

大型台風の東京地方への上陸等により荒川の決壊を伴う大規模水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、浸水が想定されない地域の親戚や友人宅等へ自主的に広域避難するよう呼び掛ける。

（2）自主避難場所の開設と避難

大型台風の接近等により、気象庁等から河川氾濫や暴風による大規模な被害発生の可能性が言及されている場合や、気象庁等が発表する気象情報や降雨予想等に基づき必要と認められる場合、区は、事前に自宅で過ごすことが不安な区民が早い段階で自主的に避難するための自主避難場所を開設する。

自宅が堅牢な建物の3階以上にある区民に対しては、可能な限り自宅に留まるよう呼び掛けた上で、自宅で過ごすことに不安のある区民は、早い段階で自主避難場所に避難する。

（3）指定緊急避難場所の開設と避難

荒川が氾濫する危険性が高まり、避難情報を発令した場合、発令と同時に自主避難場所を指定緊急避難場所に切り替え、区民に対して垂直避難を促す。その際、堅牢な建物の3階以上に居住する区民に対しては、自宅に留まるよう呼び掛ける。

2 避難体制の整備

(1) 避難情報

- ・区は、荒川の氾濫が予想される場合、以下の発令基準に該当する場合又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。
- ・避難情報を発令する際には、荒川区に最も近い北区赤羽にある「岩淵水門（上）水位観測所」における水位を判断基準とすることを基本とし、上流の治水橋（さいたま市）等の水位情報も考慮した上で判断するものとする。
- ・また、自治体と関係機関とが大規模水害発生前から時系列で取るべき防災行動を共有し、迅速かつ確かな対応を行うことを目的として作成している「荒川下流タイムライン」、気象庁、国土交通省等からの情報を総合的に勘案した上で、避難情報の発令を判断する。

[荒川の氾濫に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・荒川の氾濫が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・岩淵水門（上）水位観測所で氾濫危険水位（7.70m）に到達し、かつ、荒川が氾濫する危険性が非常に高いと認められる場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・岩淵水門（上）水位観測所で避難判断水位（6.50m）に到達し、かつ、今後も水位の上昇が見込まれ、荒川が氾濫する危険性が高いと認められる場合

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

(2) 指定緊急避難場所等の確保

① 指定緊急避難場所の指定

- ・高台への避難が困難な場合に備えて、生命を守るため緊急的に避難ができるよう公共施設（区立小中学校（第一日暮里小学校を除く）、ふれあい館等）を大規模水害時における指定緊急避難場所として指定している。

（資料第2 協定・覚書）

（資料第3－49 指定緊急避難場所一覧）

② 災害時地域貢献建築物の認定

- ・指定緊急避難場所の指定のほか、水害時に近隣住民の一時の避難先となる建物を災害時地域貢献建築物として認定し、避難場所の確保を図っている。

（資料第3－50 災害時地域貢献建築物一覧）

③ 都営住宅等への避難

- ・都との協定等に基づき、指定緊急避難場所に区民が避難する時間的余裕がない場合において、都営住宅の共用部分等を緊急避難先として使用する。

（資料第2 協定・覚書）

④ 指定避難所

- ・区内に浸水等の被害が発生し、自宅での生活が困難な区民がいる場合に開設する。
- ・開設の時期は、浸水等による危険がなくなった後、又は区から発令されている避難情報が解除された後とし、開設する施設は、区内の被災状況を勘案した上で、【震災編】第2部第9章の「避難者対策」で示す一次避難所、二次避難所、福祉避難所やその他区内公共施設とする。
- ・また、区の被災状況等により、区内に避難所を開設できない場合、近隣区の被災状況を確認する等連絡調整を図った上で、被災していない近隣区において避難所の確保を図る。

(3) 要配慮者対策

① 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

- ・平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、水害時の避難方法や避難する指定緊急避難場所等を定める「要配慮者利用施設における避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施が義務付けられ、令和3年7月の同法の改正では、避難訓練実施後の区市町村への報告の義務化、区市町村による助言・勧告制度が創設された。
 - ・要配慮者施設における早期の避難は大規模水害時における人的被害の軽減に大きく寄与することから、区では、当該計画作成の手引き及び雛形を作成し、ホームページにおいて公開するとともに、各要配慮者利用施設の管理者向けの説明会を実施する等、より分かりやすく、かつ、簡易に当該計画を作成できるよう支援を行っているほか、当該計画に基づく訓練の実施及び実施後の報告について、機会を捉えて周知している。
 - ・情報の収集方法、具体的避難方法、連絡体制等について、引き続き施設管理者等が適切な対応を行えるよう、都及び関係機関と連携した支援を行っていく。
- (資料第3-51 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧)

② 避難行動要支援者名簿の整備

- ・区は、事前に被害が想定される地域の避難行動要支援者名簿情報を参考に、確実に情報伝達できる体制を構築し、防災関係機関と情報を共有する。
- ・なお、区は、必要と認めた場合、避難行動要支援者名簿情報について、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、事前の情報提供への同意の有無にかかわらず、防災関係機関等に情報提供を行い、迅速な避難支援に努める。

③ 個別避難計画の作成

- ・区では、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援の必要性等を考慮した上で、優先度の高い方から要支援者ごとの個別避難計画の作成を進めている。各避難行動要支援者及び支援者が地震時及び水害時にそれぞれの災害に応じた適切な避難行動をとれるよう、個別避難計画の様式について改善を図っていく。また、発災時に円滑な避難行動をとれるよう、日ごろから要支援者と支援者が顔の見える関係性を築くことのできる地域づくりを進めていく。

(4) 避難誘導体制

① 区

- ・避難情報を発令した場合、区は、警察署、消防署の協力を得て、複数人で高台へ避難するよう呼びかける。
- ・河川が氾濫し、高台へ避難する時間がない場合、指定緊急避難場所や災害時地域貢献建築物等の近隣の強固な建物への避難（垂直避難）を呼びかける。
- ・この場合は、事前に避難場所へ職員を派遣するか、又は避難場所の管理責任者と連絡を密にして、避難者の保護と指定緊急避難場所の適切な運営に努めるものとする。

② 警察署

- ・区から避難情報が発令された場合は、区に協力して、区民を高台や近隣の指定緊急避難場所へ避難誘導する。
- ・誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。
- ・誘導する場合は、装備資材を有効に活用して、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ・浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。
- ・避難の指示に従わない者については説得に努め、避難するよう指導する。

③ 消防署

- ・区から避難情報が発令された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報するとともに、避難経路等の安全確保に努める。

(5) 指定緊急避難場所における受入体制

① 避難場所担当職員の指定

- ・各避難場所に配置する職員（以下「避難場所担当職員」という。）については、あらかじめローテーションを考慮の上、指定する。
- ・避難場所担当職員は、平時から研修や訓練への参加等により避難場所運営のノウハウを身に付けておくとともに、あらかじめ、配置される避難場所の浸水が及ばない避難スペースを調整・確保しておき、当該施設の配置や設備について熟知しておくものとする。
- ・避難場所となる施設を所管する部は、避難場所担当職員が当該避難場所を開設する際の支援を行う。
- ・指定管理者が管理する施設を所管する部は、当該指定管理者と締結している協定に基づき、連携して対応する。

② 指定緊急避難場所の開設・運営

- ・災害の恐れがある、又は避難情報を発令する際に避難場所を開設することを決定した場合、避難場所担当職員は各避難場所へ参集し、施設管理者と連携し、指定緊急避難場所の開設・運営を行う。
- ・荒川が決壊して指定緊急避難場所周辺が浸水した場合、避難者数や避難者の状況等を可能な

範囲で区災害対策本部へ連絡し、避難者の安全確保に努め、自衛隊・警察・消防等による救助を待つ。

③ 要配慮者等への対応

- ・安全な避難行動を確保するため、その後の気象情報の予測等、状況に応じて、避難情報の発令前に指定緊急避難場所に指定する施設を自主避難場所として開設する。
- ・自主避難場所の開設は、エレベーター設備等が設置されているふれあい館、ゆいの森あらかわ、男女平等推進センターを中心に行うこととする。
- ・他の避難者と同室で過ごすことに支障があると考えられる避難者については、状況に応じて、他の避難者とは別室で避難スペースを設ける等の対応を行う。

④ ペットを同行した避難者への対応

- ・指定緊急避難場所でのペット受入の際には、動物アレルギーを持つ避難者がいる可能性等に配慮し、原則として、避難者とペットの避難スペースを分けて設ける。
- ・受け入れる動物の種類をはじめ、具体的なペットの受入方法については、施設管理者等と相談の上、検討する。

(6) 荒川下流タイムラインの策定・運用

① 概要

- ・台風等の接近時における防災行動を効率的かつ効果的に行い、被害を最小限に抑えるため、荒川下流域の自治体・関係機関が連携・協力し、時間帯ごとに取るべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、取りまとめたものである。
- ・本タイムラインについては、今後の台風等に対する運用結果や演習・訓練等の実施状況を踏まえ、見直しを行い、充実・改善や更なる拡大・深化を図っていく。

② 経過

- ・平成 26 年 8 月に「荒川下流域を対象としたタイムライン検討会」が設置され、荒川下流部右岸の東京都北区・板橋区・足立区を対象とした地域をモデルエリアとして、検討が進められ、平成 27 年度より運用を開始した。
 - ・平成 28 年 6 月には、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を踏まえて、新たに策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立され、『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく荒川水系の減災に係る取組方針」が取りまとめられ、タイムラインの策定・運用等に取り組むこととされた。
- これを踏まえ、平成 28 年度より対象エリアを荒川下流部の洪水浸水想定区域にある全ての市区に拡大し、検討を進めている。

（資料第 3－52 荒川下流タイムライン（拡大試行版））

(7) 広域避難

① 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

- ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確

な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。

- ・中央防災会議では、平成 27 年 10 月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成 28 年 3 月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。

- ・これを受けて、中央防災会議において、平成 28 年 9 月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成 30 年 3 月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。

- ・本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下「検討会」という。）を平成 30 年 6 月に設置した。

- ・令和元年 10 月に台風第 19 号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。

- ・そこで、検討会では台風第 19 号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。

- ・今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）等、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。

② 広域避難体制の整備

各機関	内 容
区	・大規模水害等が住民生活に与える影響の周知 ・避難方法及び安全な場所の住民への周知 ・安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備 ・自治体間の広域避難の仕組み作り ・要配慮者対策
都 ・総務局	・広域避難における区市町村間の総合的な調整 ・国、都県、区市町村等の連携体制の整備 ・円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等の検討 ・区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援

＜区＞

- ・大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- ・区民に対して、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識付けに努める。
- ・広域避難に係る避難情報の発令のタイミングや判断基準、輸送・広報手段等について、国や都と連携して検討・整備する。
- ・区間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結する等し、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- ・広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区に作成が義務付けられた「避難行動要支

援者名簿」を活用する等し、要配慮者の避難対策を強化する。

＜＜都総務局＞＞

- ・広域的な視点から区市町村間の調整を行う。
- ・広域避難を行う際には、広域的に整合性のとれた避難対応をとる必要があるため、平時から国、都、県、区等の連携体制の整備を図る。
- ・平時から、避難者の安全かつ効率的な避難が可能となるような方策について、関係自治体又は関係機関と連携を図りながら検討を進めていく。
- ・区における避難方針策定に向けた技術的助言等の支援を行う。
- ・広域での相互応援協定等自治体間の応援協定の改訂・締結を推進し、広域避難を安全かつ円滑に実施するための仕組み作りを支援する。また、区が策定する避難方針等を踏まえた訓練を実施する。

③ 大規模水害時に使用可能な広域避難施設等の確保

各機関	内 容
区	・大規模水害時に使用可能な広域避難施設等の確保 ・大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討
都 ・総務局	・広域避難施設の確保に向けた調整 ・近隣県との広域避難者受入れに向けた調整

＜＜区＞＞

- ・都や関係区と連携し、広域避難施設や避難所の確保に努める。

＜＜都総務局＞＞

- ・都内の自治体の区域を越える広域的な避難を円滑に実施するため、都が事前に区市町村間の避難者の受入れ先の調整を進めていく。
- ・大規模水害の発生の恐れがある場合は、都内の避難所のほか、地理的要因から他県に近接する地域では都外への避難を行う必要も生じる可能性があることから、他県との間で広域避難実施時に円滑な協力が得られるよう、避難者の受入先等について調整を図る。

④ 避難誘導

各機関	内 容
区	・ 避難情報の発令 ・ 段階的な避難の実施 ・ 警視庁の協力を得て、広域避難施設への避難誘導 ・ 必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示
都 ・ 災害対策本部	・ 広域避難の実施における総合的な調整 ・ 近隣県に対して避難者の受入れの照会・調整 ・ 交通事業者に対する避難手段の提供に関する協力要請
警視庁	・ 区による住民の避難誘導に対する協力
東京消防庁	・ 災害状況及び消防力の余力に応じて避難情報の伝達
都 ・ 交通局 交通事業者	・ 広域避難に対する協力

《区》

- ・ 区本部長は、大規模水害等の災害が発生する恐れがあり、広域避難の必要があると判断した場合は、都本部に対して、広域避難要請を行う。
- ・ なお、災害時相互応援協定等に基づき、直接、協定締結自治体等に広域避難の要請を行った場合は、その旨を都本部へ報告する。
- ・ 区本部長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難情報の発令を行う。
- ・ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、その他適切な手段を検討する。

《都本部》

- ・ 大規模な水害の発生が予想される区から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整する。
- ・ 区へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、区の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施する。
- ・ 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行う。

《警視庁》

- ・ 区から避難誘導に係る協力要請があった場合は、住民の避難誘導の支援を行う。
- ・ 交通渋滞が発生する恐れがある等の場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。

《東京消防庁》

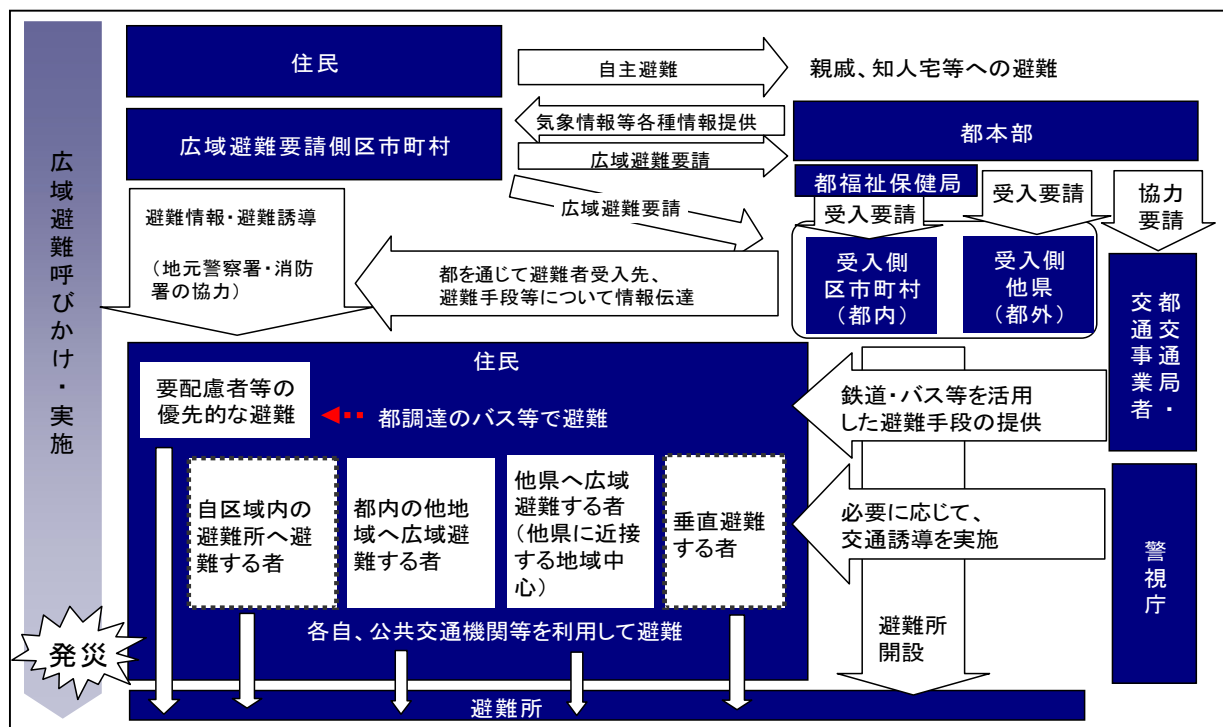
- ・ 区から避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に通報するとともに、災害状況及び消防力の余力

に応じ、広報車等の活用により避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

《都交通局》《交通事業者》

- ・都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力する。

<避難誘導・イメージフロー>



⑤ 広域避難施設の開設・運営

機関名	内 容
区	・ 広域避難施設の管理者と開設に向けた調整等 ・ 広域避難施設の運営
都 ・ 災害対策本部	・ 都外の避難所及び福祉避難所開設状況の把握

《区》

- ・ 広域避難施設の管理者と、施設の開設に向けた調整等を行う。
- ・ 施設の運営は原則として区が行い、必要に応じて、施設管理者の協力を得ることとする。

《都本部》

- ・ 広域避難施設の開設の開設状況の把握を行う。

3 国における対策

(1) 堤防の整備

- ・堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤・堤防の嵩上げ・拡幅を行う。
- ・整備に当たっては、想定し得る最大規模までの様々な外力に対して、本支川・上下流・左右岸のバランス等に留意し、氾濫した場合の被害ができる限り小さくなるよう、整備手順について考慮する。

(2) 河道掘削

- ・洪水を安全に流下させるため必要な箇所等において、河道掘削を行う。
- ・荒川下流部の掘削に当たっては、洪水時の水位の縦断変化や河床の動態等について継続的に監視し、河川環境・維持管理も併せて行う。

(3) 洪水調節容量の確保

- ・調節池の整備に当たっては、その影響区間も含めて、先行して堤防の整備を行うことにより、必要な高さや幅を確保するとともに、調節池上流側の河道掘削を行う。
- ・中流部では、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているが、より効果的にピーク流量を低減させ下流への負荷を低減するため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関と調整の上、荒川第二調節池、荒川第三調節池及び荒川第四調節池の調節池群の整備を行う。

[調節池に係る施行の場所]

名称	所在地	洪水調節容量
荒川第一調節池	埼玉県さいたま市、戸田市 付近	約 3,900 万 m^3
荒川第二調節池	埼玉県さいたま市 付近	約 5,100 万 m^3
荒川第三調節池	埼玉県さいたま市、川越市、上尾市 付近	約 1,500 万 m^3
荒川第四調節池	埼玉県川越市、上尾市、比企郡川島町、桶川市 付近	約 3,200 万 m^3

第4節 洪水対策（石神井川）

1 避難に関する基本方針

- ・石神井川の氾濫時の浸水継続時間は比較的短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する垂直避難を基本的な避難行動とする。
- ・石神井川のみが氾濫することが予想される場合、以下のとおり対応する。

区分	対応
氾濫が予想される場合	・浸水が予想される地域の近隣にある公共施設（尾久第六小学校、西尾久ふれあい館、尾久西小学校を想定）を、時間的猶予がある場合には自主避難場所として、時間的猶予がない場合には指定緊急避難場所として開設する。 ・上記避難場所の開設・運営は、避難場所担当職員（水害対策運用班）が行う。
氾濫の危険が高まった場合	・当該地域に避難情報を発令し、自宅や近隣の建物の2階以上若しく

	は指定緊急避難場所の2階以上への垂直避難を誘導する。
氾濫により浸水の被害が生じた場合	・自宅での生活が困難な区民がいる場合には、浸水していない地域に指定避難所を開設する。 ・指定避難所の開設の時期は、浸水等による危険がなくなった後、又は区から発令されている避難情報が解除された後とし、開設する施設は、区内の被災状況を勘案した上で、【震災編】第2部第9章の「避難者対策」で示す一次避難所、二次避難所、福祉避難所やその他区内公共施設とする。

・ただし、荒川の氾濫の同時発生が予想される場合には、第4節 洪水対策（荒川）における「避難に関する基本方針」に示す荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

2 避難体制の整備

（1）避難情報

・区は、石神井川の氾濫が予想される、又は発生した場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[石神井川の氾濫に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・石神井川（溝田橋地点）で氾濫が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・石神井川の溝田橋水位観測所（北区）で氾濫危険水位（A.P.+4.7m）に到達し、かつ今後も水位の上昇が見込まれ、石神井川が氾濫する危険性があると認められる場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・洪水警報が発表され、かつ洪水キキクルが「警戒」になった場合、かつ今後も水位の上昇が見込まれ、石神井川が氾濫する危険性があると認められる場合

※溝田橋水位観測所には氾濫危険水位のみが指定されており、氾濫注意水位等の指定はない。

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

（2）指定緊急避難場所等の確保

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所の確保」に準ずる。

（3）要配慮者対策

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（3）要配慮者対策」に準ずる。

（4）避難誘導体制

・石神井川の氾濫による浸水の被害を受ける恐れがある区民に対しては、【風水害編】第2部第1章第4節の「1 避難に関する基本方針」で示す尾久第六小学校等の指定緊急避難場所へ避難誘導

を行うこととし、誘導方法等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（4）避難誘導体制」に準ずる。

（5）指定緊急避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（5）指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

（6）石神井川洪水対応タイムラインの策定・運用

・台風等の接近時における防災行動を効率的かつ効果的に行い、被害を最小限に抑えるため、気象情報や河川水位情報ごとに取りべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、取りまとめたものである。

・本タイムラインについては、今後の台風等に対する運用結果や演習・訓練等の実施状況を踏まえ、見直しを行い、充実・改善や更なる拡大・深化を図っていく。

（資料第3-53 石神井川洪水対応タイムライン）

3 都における対策

・都では、年超過確率 1/20（1 時間当たり 75mm）の降雨に対応することを目標として、護岸の整備、河床の掘削、調節池の整備による洪水対策を実施している。

第5節 高潮対策

1 避難に関する基本方針

- ・高潮氾濫が大型台風の接近による海面上昇の影響で発生することを踏まえると、大型台風の上陸時には、荒川の氾濫と高潮氾濫が同時に発生する可能性を考慮する必要がある。
- ・また、高潮氾濫のみが発生した場合でも区内の約5割が浸水する想定（※荒川の氾濫時は区内の約9割が浸水する想定）であることを踏まえると、高潮氾濫への対応に当たっては、荒川の氾濫の同時発生を想定した対応とすることが望ましい。
- ・そのため、高潮氾濫が予想される場合には、原則として、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「1 避難に関する基本方針」に示す荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

2 避難体制の整備

（1）避難情報

- ・区は、高潮による浸水が予想される場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[高潮に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・基準水位観測所（辰巳水門）で高潮特別警戒水位（A.P.+4.3m）に到達し、都から高潮氾濫発生情報が発表された場合、又は高潮氾濫（石神井川の溝田橋地点で氾濫）が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・基準水位観測所（辰巳水門）で潮位がA.P.+4.0mに到達し、気象庁から高潮警報が発表された場合、又は、石神井川の溝田橋水位観測所で氾濫危険水位（A.P.+4.7m）に到達し、かつ、氾濫の危険性が非常に高まっている場合

※高潮警報は、辰巳水門で潮位がA.P.+4.0mに到達していない状況であっても、その後の潮位見込み等を考慮して発表される場合がある。

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

（2）指定緊急避難場所等の確保

- ・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所等の確保」に準ずる。

（3）要配慮者対策

- ・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（3）要配慮者対策」に準ずる。

(4) 避難誘導体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（4）避難誘導体制」に準ずる。

(5) 避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（5）指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

3 都における対策

・都は、高潮の影響を受ける隅田川合流点から溝田橋下流までの区間において、防潮堤の整備及び河床の掘削を行う。

第6節 都市型水害（内水氾濫）対策

1 避難に関する基本方針

・内水氾濫時の浸水継続時間は短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する「垂直避難」を基本的な避難行動とする。ただし、荒川の氾濫の同時発生が予想される場合には、第4節 洪水対策（荒川）における「避難に関する基本方針」に示す荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

・内水氾濫のみの発生が予想される場合、以下のとおり対応する。

- ① 集中豪雨等により内水氾濫が予想される場合、区は避難情報を発令するとともに、自宅等の浸水への注意やアンダーパスの通過に関する注意等を呼び掛ける。区民は、自宅の浸水しない上層階（2階以上）、又は近隣の安全な建物の上層階（2階以上）若しくは指定緊急避難場所の上層階（2階以上）に避難し、浸水が引くまでの間、待機する。
- ② 浸水等の被害により、自宅での生活が困難な区民がいる場合、【震災編】第2部9章の「避難者対策」で示す指定避難所やその他区内公共施設のうち、浸水等による被害を受けていない施設を避難所として開設し、当該区民を避難させる。

2 避難体制の整備

(1) 避難情報

・区は、内水氾濫による浸水が予想される場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[内水氾濫に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル4	避難指示	・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・区内で大規模な内水氾濫が発生する恐れがある場合、又は発生している場合

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

(2) 指定緊急避難場所等の確保

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所等の確保」に準ずる。

(3) 要配慮者対策

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（3）要配慮者対策」に準ずる。

(4) 避難誘導體制

・内水氾濫による浸水の被害を受ける恐れがある区民に対しては、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所等の確保」で示す指定緊急避難場所へ避難誘導を行うこととし、誘導方法等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（4）避難誘導體制」に準ずる。

(5) 指定緊急避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（5）指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

(6) 雨水流出抑制施設の整備

・区では、学校等の施設に雨水貯留水槽を設置し、雨水の流出抑制を図っている。今後も引き続き、浸水被害を軽減できるよう関係機関との連携を図り、新たな施設建設等に合わせ、整備を進めていく。

（資料第3-54 雨水流出抑制施設一覧）

3 都における対策

(1) 隅田川の河川改修

・隅田川の護岸は、左岸の背後地に「東京ゼロメートル地帯」と呼ばれた低地の江東デルタ地帯が控え、昭和38年から50年までに高潮対策工事が実施され、現在の防潮堤が概ね完成した。

・荒川区にかかる護岸延長約8kmも、この時に現在のコンクリート護岸に改修された。計画高潮水位はA.P.+5.1m、護岸の天端はA.P.+6.6~6.8mになる（A.P.は、隅田川河口付近霊岸島の最低潮位を0とした基準で、荒川区の地盤高は低地で約A.P.+1~3m）。なお、計画高水位は、伊勢湾台風の水害時のデータを基に設定されたものである。

・都は、隅田川防潮堤の堤体基礎部分への薬液注入工事を実施し、地震と水害の複合災害に耐えられるよう対策を図った。なお、東日本大震災を踏まえ平成24年度から最大級の地震にも耐えられるよう、防潮堤下の地盤改良工事や、防潮堤本体の補強工事等を進めている。

(2) スーパー堤防の整備

・都は昭和49年4月、低地防災対策委員会から「東京の東部低地帯における河川の防災対策についての答申」を受け、これに基づいて地震に対する堤防の安全性の向上と、水辺に親しめる環境をつくり出すために、緩傾斜型堤防等の整備を東京都長期計画の中で位置付けた。

- ・都は、昭和 60 年度から隅田川の沿川地先の市街地再開発事業に併せ、緩傾斜型堤防より幅広く陸側に築堤したより防災機能の高いスーパー堤防整備事業を開始した。
- ・荒川区内で最初のスーパー堤防については、区は荒川遊園地区の堤防 252mの改修を都から受託し、5 年の工期で施工、平成 3 年 3 月に完成させた。このほか、堤防の機能をより強化するための事業が、都等により行われている。
- ・その後、荒川区は基本構想の中で、暮らしの環境整備の一つとして土と緑の堤防整備の促進を掲げ、事業の一層の推進を図っている。
- ・荒川区内では、令和 5 年度末時点で、隅田川に接する約 8 km のうち、約 51%がスーパー堤防化されている。現在は、西尾久六丁目（遊園 D）地区における公園整備と併せ整備が進められている。なお、隅田川に接する堤防の高規格堤防化及び耐震補強は、令和元年度末にほぼ完了している。

（３）下水道施設の整備

- ・都市機能を浸水被害から守るため、50mm/h の降雨に対処するポンプ所や幹線管渠等、基幹施設の雨水排水能力の増強を図るとともに、局所的集中豪雨により浸水被害が発生している地域において、雨水貯留施設の整備等緊急的な対応を行うとともに、老朽管の更新時に下水道の能力を増大させる再構築事業に取り組む等、浸水被害の軽減を図る。

第 7 節 土砂災害に関する対策

1 避難に関する基本方針

- ・大雨警報（土砂災害）が発表された場合、区は自主避難場所として諏訪台ひろば館を開設し、自宅で過ごすことが不安な区民（主に土砂災害（特別）警戒区域内及びその付近に居住する者）の避難を受け入れる。
- ・土砂災害が発生する危険性が高まった場合、区は避難情報を発令し、開設していた自主避難場所（諏訪台ひろば館）を指定緊急避難場所に切り替えるとともに、新たに学校法人開成学園、日暮里サニーホールも指定緊急避難場所として開設する。
- ・土砂災害の発生により、自宅での生活が困難な区民がいる場合、区は諏訪台ひろば館及び西日暮里ふれあい館を避難所として開設し、当該区民の避難を受け入れる。

2 避難体制の整備

(1) 避難情報

・区は、土砂災害の発生が予想される、又は発生した場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[土砂災害に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・土砂災害が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「非常に危険」又は「極めて危険」になった場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象(湧き水の発生等)が発見された場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警戒」になった場合 ・大雨注意報が発表され、夜間～翌朝早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替わる可能性が言及されている場合

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

※避難情報を発令する際は、防災行政無線に加え、安全安心パトロールカー等により、対象地域を巡回・周知する。

(2) 指定緊急避難場所等の確保

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策(荒川)」における「2(2)指定緊急避難場所等の確保」に準ずる。

・(学校法人)開成学園との災害時協定に基づき、土砂災害の危険が高まった場合は、当校の校舎を指定緊急避難場所として開設する。

(資料第2 協定・覚書)

(3) 要配慮者対策

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策(荒川)」における「2(3)要配慮者対策」に準ずる。

・区は、土砂災害(特別)警戒区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(いわゆる要配慮者利用施設)に対し、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合に要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の情

報提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。（「土砂災害防止法第8条第2項」）

（資料第3-55 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧）

・土砂災害（特別）警戒区域に居住する、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、区が開設する避難場所において一定の配慮を必要とする者（常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者等）については、必要に応じて、災害時協定に基づき確保する宿泊施設への避難を検討する。

（資料第2 協定・覚書）

（４）避難誘導体制

・避難誘導先は、本節「1 避難に関する基本方針」で示す避難場所とし、誘導方法等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「避難誘導体制」に準ずる。

（５）指定緊急避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

（６）土砂災害対応タイムラインの策定・運用

・長時間にわたる大雨等により土砂災害が発生する危険が高まる場合、土砂災害（特別）警戒区域内の居住する区民に対し、避難の判断に必要な気象情報等を的確かつ迅速に提供するとともに、自主避難場所等を円滑に開設できるように、気象情報等ごとに取りべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、取りまとめたものである。

・本タイムラインについては、今後の大雨等に対する運用結果や演習・訓練等の実施状況を踏まえ、見直しを行い、充実・改善や更なる拡大・深化を図っていく。

（資料第3-56 土砂災害対応タイムライン）

3 区における対策

・【震災編】第2部第3章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「1-5 崖・擁壁・ブロック塀等の対策」に準ずる。

第8節 線状降水帯に関する対策

1 避難に関する基本方針

・線状降水帯の発生に伴い生じる可能性がある災害については、降水量や降雨継続時間等によって異なるため、状況に応じて、【風水害編】第2部第1章第3節から第7節の各節に示す「1 避難に関する基本方針」に基づく避難行動をとることとする。

2 関連する気象情報

・気象庁は、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合、半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを用いて、大雨による災害の危険度が急激に高まる可能性のある期間や予想降水量等を発表する。

〔「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準〕

現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下の基準を全て満たす場合に発表。

- 1 前3時間積算降水量（5kmメッシュ）が100mm以上の分布域の面積が500km²以上
- 2 1の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）
- 3 1の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
- 4 1の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

※情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

※「顕著な大雨に関する気象情報」は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

3 区における対策

・気象庁が半日程度前に発表する、線状降水帯の発生に伴う今後の降水量や降雨継続時間等を基に、【風水害編】第1部第2章第4節「被害想定」に示す災害の発生見込みについて、防災関係機関等より情報収集を行うとともに、【風水害編】第2部第1章第3節から第7節の各節に示す「2 避難体制の整備」に基づき、状況に応じた体制を決定する。

・区民に対しては、「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された後、可能な限り早い時期に、今後の気象情報や区の対応等について、ホームページや荒川区メールマガジン、荒川区防災アプリ等を用いて周知する。

第2章 都市施設対策

本章は、【震災編】第2部第4章第5節の「具体的な取組【予防対策】」に準ずる。

第3章 応急活動拠点等の整備

本章は、【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「活動拠点施設概要表」に準ずる。

第4章 地域防災力の向上

区民及び事業者等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区・防災関係機関・各主体間の相互連携、相互支援を強め、地域防災力の向上を推進していく。

本章では、区民等が平時から取り組むべき防災対策や、区と防災関係機関等との連携について示す。

第1節 区民等の役割

・区が作成するハザードマップ等により、自分の住む地域の地理的特徴や河川氾濫等が発生した場合の被害想定、自宅近隣の指定緊急避難場所、避難方法等を確認・把握するとともに、適切な対策を講じる。

・「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、気象情報や河川情報の収集に努め、自らの判断で避難行動をとる。

・水、食料、衣料品、携帯ラジオ等を備蓄する、また、非常持出用品として準備をしておく。

・台風等が近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。

・「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。

・区や施設等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。

・町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。

・水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。

・避難行動要支援者がいる家庭では、災害時に迅速かつ円滑な避難を実現することができるよう、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供の同意について、検討するとともに、併せて個別避難計画を作成する。

第2節 防災区民組織の強化

1 防災区民組織の活性化

・大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災区民組織等の活動が重要となる。

・各機関は、防災区民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災区民組織等の育成指導に力を入れ、防災区民組織の結成、区民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

各機関	内 容
区 ・ 災対区民生活部	・ 住民への積極的な支援・助言 ・ 防災区民組織の育成指導
都 ・ 総務局	・ 防災区民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ・ 区民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人一人の備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ・ 区と連携し、都内全域の防災区民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ・ 区や事業所と連携し、地域や職場等で防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ・ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、東京マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
都 ・ 水道局	・ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区、防災区民組織等が自主的に行う応急給水の支援
東京消防庁	・ 防災区民組織の救出救護班員及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ・ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進 ・ 防災意識の啓発 ・ 防災教育・防災訓練の充実 ・ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

・ 上記の行政機関のほか、防災区民組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- ✓ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ✓ 情報伝達、救出救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
- ✓ 避難、救助、救護、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ✓ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ✓ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- ✓ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- ✓ 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

2 外国人への連絡体制

各機関	内 容
区	・【震災編】第2部第9章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「4-3 外国人支援対策」に準ずる。
都 関 係 各 局	・各施設における自衛消防訓練内容の充実 ・在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ・外国人旅行者対応マニュアルの作成・周知 ・在住外国人のための防災訓練の実施 ・在京大使館等との連絡体制の確保

＜区＞

- ・防災意識の普及と啓発
- ・避難標識等の多言語化
- ・地域や協定締結団体と連携した支援体制を構築

＜都関係各局＞

- ・防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版の作成・配布
- ・多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進
- ・都等が保有するデジタルサイネージにおいて、風水害時の情報を多言語で発信
- ・在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発
- ・外国人旅行者対応マニュアルの作成・周知
- ・在住外国人のための防災訓練の実施
- ・在京大使館等との連絡体制の確保

第3節 事業所による自助・共助の強化

1 事業所による自助・共助の強化

・各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施等により、事業者の防災力を向上させる。

各機関	内 容
区	・事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進
都 総 務 局	・事業所相互間の協力体制の推進
東 京 消 防 庁	・事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ・事業所の救出・救護活動能力の向上 ・危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ・防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者を対象とした講習会等の実施 ・区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

《区・都総務局》

- ・区は、事業所からの希望に応じて、防災訓練等に協力するとともに、事業所相互間及び事業所と防災区民組織等の連携の重要性について、啓発に努める。
- ・区と都は連携して、女性の参画の促進に努めるとともに、事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる防災人材の育成を行うとともに、自主防災組織の活動拠点等において、災害時に地域住民が充電できる蓄電池等の配備を推進する。

《東京消防庁》

- ・傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

第4節 防災関係機関・学校等との連携による防災教育の推進

- ・区及び都は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。
- ・各学校は、学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）等を受けて作成する学校安全計画や危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）等について、必要に応じて、気象庁に対して助言や防災訓練への参画、委員会等への参加等の協力を求めることができる。

第5章 ボランティア

本章は、【震災編】第2部第2章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「6 ボランティアとの連携」に準ずる。

